

江府町告示第 47 号

令和 6 年江府町告示第 46 号による江府町長の職務を代理する者を設置する期間において交付し又は発送する文書等で、江府町長の職名又は職印があるもののうち、江府町長の職務代理者の設置に関する規程第 7 条に規定する文書等については、江府町長を江府町長職務代理者と、江府町長印を江府町長職務代理者印と読み替えるものとする。

令和 6 年 7 月 8 日

江府町長 白石 祐治